身体障害者自動車改造費助成要綱

（総則）

第１条　身体障害者に対する自動車改造費の助成については、この要綱の定めるところによる。

（対象者）

第２条　助成を受けることができる者は、次の各号に該当する者とする。

（１）本市の区域内に住所を有している者で、身体障害者福祉法昭和24年法律第 283号）第15条第４項の規定により肢体不自由の身体障害者手帳の交付を受けていること。

（２）自動車運転免許証に限定条件が記載されていること。

（３）就労等に伴い、自ら所有し、運転する自動車の操向装置、駆動装置等の一部を改造するものであること。

（４）第４条に規定する申請を行う月の属する年の前年の所得税課税所得金額（各種所得控除後の額）が、当該月の特別障害者手当の所得制限限度額を超えないこと。

（助成の額）

第３条　自動車改造費の助成の額は、予算の範囲内で、10万円を超えない額とする。

（助成の申請）

第４条　助成を受けようとする者は、自動車改造費助成申請書（第１号様式）に見積書及び車検証を添付して市長に申請しなければならない。この場合において、自動車運転免許証を提示しなければならない。

（助成の決定）

第５条　市長は、前条に規定する申請書が提出されたときはその内容を調査し、自動車改造費助成決定通知書（第２号様式）を当該申請者に交付するものとする。

（工事完了届等）

第６条　自動車改造費の助成決定通知を受けた者が当該自動車の改造を完了したときは、自動車改造完了届（第３号様式）に請求書（第４号様式）及び自動車を改造した業者の請求書を添付して市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項に規定する完了届が提出されたときは、当該自動車の改造部分を確認した後、自動車改造費の助成を行うものとする。

附　則

この要綱は、昭和54年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、昭和63年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成５年12月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成６年２月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成24年７月９日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年７月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

第１号様式（第4条関係）

自動車改造費助成申請書

年　　月　　日

（あて先）横須賀市長

住　　所

氏　　名

障　害　名			
手　　帳		等級	
改造部分	□　操向装置　　□　駆動装置 □　その他　（　　）		
運転免許証			
車両番号			
車両所有者			

（事務処理欄）

第２号様式（第５条関係）

自動車改造費助成決定通知書

年　　月　　日

様

横須賀市長　　印

１　次のとおり助成します。

交付金額	
改造部分	

条件

１　次の場合は、速やかに届け出てください。

（１）　改造の内容を変更するとき

（２）　改造を中止または廃止するとき

（３）　改造が予定より遅れるとき

２　改造完了後、速やかに完了届を提出し、検査を受けてください。

３　助成金は、検査終了後交付します。

２　次の理由により助成できません。

第３号様式（第６条第１項関係）

自動車改造完了届

年　　月　　日

（あて先）　横須賀市長

住所

氏名

助成の決定を受けた通知書の日付及び番号	
完了年月日	
検査希望年月日	
助成の決定を受けた金額	
実際に要した金額	

（事務処理欄）

第４号様式（第６条第１項関係）

請　　求　　書

金　　円

ただし、身体障害者自動車改造費助成金として

上記のとおり請求します。

年　　月　　日

住所

氏名

電話

（あて先）横須賀市長